



令和8年度 ののいち生活支援商品券取扱要領

商品券の名称	ののいち生活支援商品券 (物価高騰の影響を受ける市民の生活支援と市内経済の活性化を目的として野々市市が発行します)
商品券の発行総額と配布方法	5億5千5百万円 令和8年6月頃に野々市市が市民にひとりあたり1万円分の商品券(1000円券×10枚)を発送。 (※令和8年5月1日時点で住民基本台帳に記録されている市民が対象。)
商品券の使用方法	令和8年6月から10月末日の期間、今回募集する取扱店で現金と同様に使用できます。但しおつりは出ません。 ただし以下に掲げるものには利用できません。 ①金融商品 ②他の商品券、プリペイドカード ③風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業等にかかるもの ④公共料金 ⑤たばこの購入 ⑥生命保険等の保険商品 ⑦その他、公序良俗に反するもの又は本事業の目的にそくわないもの
事業者向け案内	取扱店参加資格 本事業への参加にあたり取扱店が負担する手数料はありませんが(換金率 100%)、取扱店として登録できる者は野々市市商工会会員で市内に店舗・事業所を有する事業者です。野々市市商工会会員への新規入会のご相談は商工会までお問い合わせください。 又、次の各号のいずれかに該当する者は登録資格を有しません。 ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っている者 ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者 ③役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 ④その他商工会が不適当と認める営業を行う者 ※お申込みがあった事業者には後日、加盟店ポスター等の配布物や換金請求書等を配布いたします。
	申込方法及び締切 参加希望者は、「登録申請書」に必要事項を記入し、令和8年4月10日(金)必着にて野々市市商工会まで持参又は郵送・FAX 等にてお申し込みください。 ※締切後の申込みも受付ますが広報物に掲載されなくなりますのでご注意ください。
	換金について 店舗で受け取られた商品券は野々市市商工会で換金いたします。 1日～10日までに請求 入金日:同月20日 11日～20日までに請求 入金日:同月 末日 21日～末日までに請求 入金日:翌月10日 (入金日が休業日の場合は前営業日) 【換金期間】令和8年6月22日(月)～令和8年11月30日(月) 【換金場所】野々市市商工会 【お持ち頂くもの】換金請求書、使用済み商品券
	注意事項 ①本商品券は登録された取扱店でのみ使用できます。 ②使用期限を過ぎたものは無効とします。 ③商品券には、偽造加工防止のための特殊加工をしていますので、受領時にご確認ください。 ④事業者間による商品券の交換、譲渡及び売買は禁止します。 ⑤その他、申込内容と異なる事実が判明した場合、または違反行為があった店舗事業者については取扱店舗指定を取り消すことがあります。なお、これに伴い発生した損害等について、野々市市商工会はその責任を一切負わないものとします。